

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 2 3 日

越前市長 奈良 俊幸

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西尾

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 1 3 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人	5 経営体
法人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分に確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

- ・中心経営体への農地集積を図る
- ・特別栽培米の生産に取り組み、農作物の高付加価値化を図るとともに、大麦についてはブロックローテーションを継続する

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 2 3 日

越前市長 奈良 俊幸

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上真柄

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 1 3 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人	1 2	経営体
法人	2	経営体
集落営農（任意組織）	2	組織

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分に確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

- ・集落で土地利用型農業から経営転換し水田を委託するときは、農地中間管理事業を活用し中心経営体となる担い手や隣接地の耕作者に委託することで農地の面的集積・集約を進める
- ・農道、農業用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う